

報告第9号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 建設工事請負変更契約の締結について〔琴浦町立小学校（1工区）空調設備設置工事〕

令和元年 8 月 2 1 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

建設工事請負変更契約の締結について〔琴浦町立小学校（1工区）空調  
設備設置工事〕

令和元年 6 月 1 7 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成30年12月20日付で議決を得た琴浦町立小学校(1工区)空調設備設置工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」第2条の規定に基づき、次のとおり契約の変更を行ったので報告します。

○当初契約

工 事 名：琴浦町立小学校(1工区)空調設備設置工事

工 事 場 所：琴浦町大字浦安外

工事完成期限：令和元年6月28日

請 負 金 額：226,800,000円

契約の方法：限定公募型指名競争入札

契 約 者：【住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1942番地3

【氏名】足立・信方・西本機器特定建設工事共同企業体

代表者 有限会社 足立水道設備 代表取締役社長 村田康之

変更後	変更前
請 負 金 額 一金 <u>224,197,200円</u>	請 負 金 額 一金 <u>226,800,000円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※2,602,800円の減額

【変更理由】

導入した機器の仕様により冷暖房設備の配線ルートを短縮したこと、及び国庫補助対象外となった使用頻度の低いその他教室の施工を取り止めたこと等により減額となったため。